

自然環境保全法施行令の一部を改正する政令案の概要について

令和 6 年 7 月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

- 第 213 回通常国会において成立した、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「CCS 事業法」という。）により貯留層の探査を許可の対象とする規定を整備したことを踏まえ、自然環境保全法施行令（昭和 48 年政令第 38 号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

2. 改正事項

沖合海底自然環境保全地域における特定行為の追加（令第 6 条として新設）

- 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 35 条の 4 第 3 項において、沖合海底特別地区内においては、同項第 1 号から第 4 号に掲げる行為（以下「特定行為」という。）は、環境大臣の許可を受けなければしてはならないと規定されている。また、沖合海底自然環境保全地域のうち、沖合海底特別地区に含まれない区域において特定行為をしようとする者は、あらかじめ環境大臣に届け出なければならぬと規定されている（法第 35 条の 5）。
- 今般、CCS 事業法に規定されその一部の施行期日から行われることになる貯留層の探査は、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高いことから、特定行為（法第 35 条の 4 第 3 項）として、同項第 4 号に基づき令に追加するものである。

3. 施行期日

- 本政令案の施行期日は、CCS 事業法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和 6 年 8 月 5 日）とする。